

感染症により、入学試験を欠席した場合の入学検定料返還 (医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部)

1. 学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していない場合、その感染症が他の受験生や監督者に拡がるおそれがあります。そのため、原則として入学試験の受験をご遠慮いただきますようお願いいたします。
2. 1により本学入学試験を欠席する場合は、当該入学試験にかかる入学検定料を返還いたしますので、次の要領で手続きを行ってください。

①入学検定料返還の対象者

学校保健安全法により出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していないために入学試験を欠席した志願者。

②入学検定料返還の申請方法

A 下記の受付期間内に、以下の連絡先まで連絡してください。

受付期間：欠席する試験前日（9:00 ～ 17:00）

欠席する試験当日（9:00 ～ 試験終了時刻まで）

<お問い合わせ>

医学部：西宮キャンパス入試センター 0798-45-6162

薬学部・看護学部・リハビリテーション学部：神戸キャンパス入試センター 078-304-3030

注：申請受付時間中に連絡することなく欠席した場合は、通常の欠席として取り扱います。
この場合、入学検定料は返還いたしません。

B 以下の申請書類を提出してください。

(a) 入学検定料返還申請書〈本学指定様式〉 ※電話による申請受付後、本学から郵送します。

(b) 診断書 ※以下の内容が記載されているもの

- 病 名： 学校保健安全法により出席停止が定められている感染症名
- 加療期間： 欠席した試験日が含まれているもの

3. 入学検定料の返還は、各入試区分の第1次試験を欠席した場合に限ります。第2次試験以降を欠席した場合は、入学検定料を返還いたしません。